

## パワハラ防止が事業主の措置義務に

パワハラ防止に取り組むことを義務づける法律が来年から施行される予定です。カスハラへの対応やセクハラ防止策の強化等も指針で示されます。組織にはより具体的な対応と対策が求められます。

### パワハラ防止は事業主の措置義務に

国、事業主、労働者はパワハラ防止に努めなければならないと法律に明記されました。事業主は**研修の実施**、被害を受けたと相談した労働者に対して解雇等の**不利益な取扱いをしない**、労働者は他の労働者に対する言動に注意を払うこと等です。指針には**相談窓口の設置**、**社員研修で再発防止を図る**、加害者の**懲戒規定の策定等**が想定されています。附帯決議では、**LGBT** を初めとする**セクシュアルマイノリティの人たちへのハラスメントとアウティング**も対象とすることが決定しました。

女性活躍の推進を

中小企業での女性の登用を進めるために、女性登用の数値目標をつくる対象企業を、現行の従業員301人以上から**101人以上**に広げると法律が改正されます。

\*3月、全国の裁判所で性暴力事件での無罪判決が相次ぎました。裁判で性暴力の被害の実態が踏まえられていないとして、被害者や支援者が花を手に集まって抗議の声をあげる「**フラワーデモ**」が各地で行われました。性暴力を含むセクハラは、被害者はなかなか声を上げられません。被害者の心理を正しく理解しようとするのが重要です。



顧客や取引先からの悪質

なクレーム、いわゆる「**カスタマーハラスメント**」(カスハラ)の防止が、附帯決議で指針に明記することとされました。

\*カスタマーハラスメントの被害が広がっています。労働組合「**UAゼンセン**」が組合員約3万人に調査をした結果、7割を超える人が顧客から「ボケ」「死ぬ」「殺す」等の暴言や脅迫等を受けたことがあるということが明らかになりました。精神疾患に罹患した人も多数おりとても深刻な状況です。

### 深刻なカスハラ被害

国、事業主、労働者はセクハラ、マタハラの防止に努めなければならないと明記されました。被害を受けた労働者に対して、解雇等の**不利益な取扱いをしない**ことも法律で示されました。

自社の社員が他社の社員にセクハラをしたこと、また自社の社員が他社の労働者にセクハラをして被害者の事業主から解決に向けた協力を求められた場合は、事業主は応じなければならないとされています。

指針では、**就職活動中の学生**や**フリーランス**に対するセクハラ防止も盛り込まれます。

就活中の学生へのセクハラ防止も

## ILO 国際労働機関 ハラスメント禁止条約

ILO(国際労働機関)は2018年6月の総会で「**仕事の世界における暴力とハラスメント**」に関する条約を策定する方針を確認し、2019年の総会で再度議論を行うこととなりました。

条約が採択されれば、ハラスメントに特化した初めての国際労働基準が生まれます。

日本が批准するためには、国内の法律に今回の改正内容だけでなく「**ハラスメント行為の禁止**」等を盛り込むことが必要になります。

2019  
10/18

## 法律の改正に向けて ~ハラスメントの対応と防止対策~ 10月18日(金) 11:00~17:00

\*特別講師に中村衣里弁護士を迎えて  
「法律の改正と指針」について解説していただきます

\*講師 中村衣里 弁護士 三木啓子 \*会場 ドーンセンター(大阪)  
\*参加費 9千円 \*定員 30人 (大阪府立男女共同参画・青少年センター)

## DVD【考えよう!ハラスメント】シリーズ DVD-BOX (5本組)



日本語字幕付/各2万円/20分 【税・送料別】 **チョイスができる3本セットは5万円**

特別価格 **8万円**  
リーフレット「考えよう!ハラスメント」  
進呈 (B5判/20頁)